

〈研究ノート〉初期議会期の吏党議員：湯本義憲の活動を事例に

小久保, 拓 / KOKUBO, Taku

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

74

(開始ページ / Start Page)

22

(終了ページ / End Page)

38

(発行年 / Year)

2010-09-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011596>

〈研究ノート〉

初期議會期の吏党議員

——湯本義憲の活動を事例に——

はじめに

本稿は、第一議會から第九議會まで衆議院議員を務め、治水政策を政治課題とし、明治二九年の河川法制定に貢献した吏党議員湯本義憲を中心に据えつつ、吏党議員（大成会—中央交渉会—国民協会）の性格解明を試みるものである。

初期議會期の吏党に関する先行研究には、高久嶺之介「明治憲法体制成立期の吏党」と、村瀬信一「『吏党』大成会の動向」がある。

高久氏は地方吏党的政社の実態とともに地方吏党的政社が中央吏党組織や議會内吏党といかなる形で関係を持ったかを明らかにし、吏党大成会の実態に迫ろうとした。その

結論として、吏党は「中立」の名のもとに結集した代議士集団であったが、一方で意志統一に乏しく、また藩閥政府からの支援がない以上は「中立」たる建前でしか自己を位置づけることができなかったと、その不安定さを明らかにした。

小久保 拓

一方、村瀬氏は第一議會において主たる争点となった予算問題を手がかりとして、吏党研究に大きな成果を残した。従来、この時期の衆議院は民党対吏党の対立構造として捉えることが一般的であった。しかし、民吏両党の間には決定的な差異がなく、大成会も民党と同様に政費節減・民力休養への志向を有していた。これにより、両者には政策実現の緩急に差こそあるものの、実際の対立構造は藩閥政府対代議士（民党・吏党）だったことが明らかにされ

た。そして、この村瀬氏の成果を踏まえた佐々木隆氏は、吏党を「温和派」と呼んでいる。⁽³⁾つまり、大成会の成立や活動に藩閥政府が関与していない以上、政府の直属政党を意味する「吏党」との呼称は適当ではないということである。ただし、本稿は野党としての民党との性格の違いを重視し、吏党という表記を用いることとする。

このように、高久、村瀬両氏の成果により大成会の概容は明らかにされたものの、特定議員の政治活動を視点を据えた吏党の事例研究はいまだなされていない。⁽⁴⁾そこで、本稿は村瀬・佐々木両氏の研究成果を踏まえた上で、湯本義憲の治水政策を中心とした活動を事例として取り上げたいと思う。ただし、取り扱う時期は、第四議会までとする。なぜなら、第五議会における第二次伊藤博文内閣と自由党の接近を契機に、吏党国民協会が対外硬派へと方向転換し野党化してしまうためである。

一 議員活動における治水政策

1 議員としての湯本義憲

国会開設以前、県会議長を務めていた加藤政之助の影響もあり、改進黨勢力が強かった埼玉県政において、非民党議員は湯本義憲のみであった。本節は、その要因を説明す

る。

まず、湯本がのちに吏党・大成会を選択した理由の解明から始めよう。第一に、湯本が明治八年に第一三番中学区学事会に参加したことを契機として清浦奎吾と交友関係を結んだことを指摘しておこう。⁽⁵⁾清浦奎吾は第一議会期に総理大臣であった山県有朋に近い人物であり、その山県は治水事業を国防と併せて急務と認識していた人物である。⁽⁶⁾さらに、大成会には伊藤博文の女婿である末松謙澄がいた。治水という国家事業の実現には、末松が政府とのパイプ役になるとの期待感を湯本は有していたのではあるまいか。山県との関係でいえば、実際に湯本は、明治二十四年八月一七日に、山県が木曾川改修の巡視で岐阜に赴いた際、山県視察団の一員として行動を共にしていた。⁽⁷⁾

第二に、湯本の政治理念を指摘しよう。それは、第二回総選挙における彼の政談演説から読み取ることができる。

民力休養は国民全体の利益を計るより外なし。国民全体の利益は治水上を告げるに若くものなし。苟も之を為さんには党派に制せられる様なることにては能はざれば、余の脳髓に於ては政府もなく党派もなく単に国民全体即ち四千万同胞の安危に関する利害より外なき。⁽⁸⁾

湯本は治水問題解決による国民全体の利益向上という積極主義を指向しており、「民力休養・地租軽減」を正面に掲げる民党の消極主義とは立場を全く異にしていた。そもそも民党の減税案は、実は実現困難なものであり、政府を攻撃する手段の一つに過ぎなかった。そうしてみれば湯本の民党入党はあり得ないのである。

しかし、湯本は民党と対立する姿勢を取らなかった。彼は政府や各政党が超党派で協力すべきであることを強く訴えた。

以上のことを踏まえると、「中立・不偏不党」を唱えていた吏党の大成会こそ湯本にとって最もふさわしい所属先であった。

次に、こうした湯本義憲の政治活動を支えた同志会について触れておく。同志会は、実質的に大成会の北埼玉郡支部でもあった。⁽¹⁰⁾湯本は同会の創立期に「地方名望ノ士」として名誉会員に推されている。

同志会の創立は明治二四年三月一日であった。設立の目的は、「時事地方町村の問題に関し正理公道を唱揚する事」であり、また、「会員相互の知識を開発する事」であった。これによれば、同会は政治談義を交わす社交団体であったようである。なお、同会の代表者である幹事長は、湯本の

甥にあたる田島竹之助が務めていた。

同志会設立から間もない同月二一日、湯本の招聘で末松謙澄が政談演説に赴いている。そこで末松は代議政治の問題について次のように述べた。

一の選挙区に選挙権を持て居る者が千人有るとして其中の過半数とか甚しきに至ても七八百も同様の説を懷て居り、又他の一部の少数者が一様の説を懷て居る。此の如き場合に当て意見の同じき者が多数を占め居るにも拘らず、却て他の少数者即ち二三百人の人の為に容易に左右されて居る。⁽¹¹⁾

つまり、活動的な少数派の意見が穏和な多数派を押さえて大きな政治的影響力を発揮するという問題を指摘したのである。これは民党系勢力を示唆したものと考えられる。また、末松はその実例として、

是迄の所では其事柄に就て實際に利害の關係を有して居る所の人は却て之に關係すれば面倒臭ひ、若し酷い目に逢ふかも知れぬと云ふやうな考を以て傍觀して居る人があり。又極めて高尚に構へて居る人は熱心の働きをしない。然るに他の一方に於ては無責任の人が集て頻りにワーワーと噪ぐ。其噪ぐ声が高い為に勝を制せられた事は充分実例が有る。⁽¹²⁾

と述べている。いいかえれば穏和な多数派の有権者による結束が必要と訴えたのである。末松は、「同志会の如きものが有るが為に代議士も後を顧みて大に力を得、議会に出て、も恃む所が有るからして充分に自分の意見を吐く事¹⁴⁾」可能になるとも述べている。

こうして、湯本は穏和な多数派を結集した同志会を選挙地盤とし、彼らの意向をうけて自信を持って政策実現を目指すしたのである。

第一回総選挙時に埼玉県内には五つの選挙区が設けられており、湯本の選挙区は二人区の第四区（北埼玉・大里・旗羅・榛沢・男衾の五郡）であった。同区は政争が激しく、県会または郡会においても、選挙となれば激烈な運動が行われることで有名な地であった。その要因として、第一回総選挙では掘越寛介の存在が大きかった。

掘越は板垣退助による民権議院設立請願の運動に最初に呼応した人物であり、県内最初の政治結社である通見社を創設した人物でもあった。掘越が中心となって展開した一連の自由民権運動により、北埼玉郡は埼玉県政治運動の発祥地、また自由党勢力の中心地として政争の激しい選挙区となったのである¹⁵⁾。

『時事新報』は第四区の選挙戦を「最も世人の注意せし

処にて競争者の数もなかなか多く、何れも負けず劣らず競争するより、単に経歴縁故等に依頼して勝敗を争うは手緩し逆種々の魂胆様々の秘術を尽し、上の上、裏の裏行く有様¹⁶⁾」であったと報じている。湯本に関する報道としては、賄賂疑惑や、湯本の支持者への罵詈雑言に対する報復的暴行¹⁸⁾などがある。これらに対して湯本は、いずれも関係のないことであるとコメントしている¹⁹⁾。

民権党の衝突する第四区は、財力にものをいわせた票の買収活動が激しい選挙区²⁰⁾でもあったが、穏和な地主層を中心とする同志会の支援を受けている湯本は、大きな苦勞もなく第四回総選挙まで連続当選している²¹⁾。一方、掘越は第二回総選挙において経済的理由のため出馬を断念している²²⁾。湯本の辞職以後も、吏党議員が当選していることから、第四区における同志会勢力の大きさを窺い知ることができる²³⁾。

2 治水に関する建議案

本節は湯本の政治課題であった治水政策について検討する。

明治草創期の治水事業は、近世期からの河川普請の「旧慣²⁴⁾」が引き継がれ、地域毎に費用を負担する体系と

なっていた。近代化に合致しないともいえる方策は早々に改められ、明治六年の大蔵省無号達「河港道路修築規則」によって全国一律の河川管理が実現した。これは利害関係の及ぶ範囲によって河川等級を定め、三種類に大別したものである。そして、明治八年には内務省が地方官会議に提示した堤防法案の成立によって、河川等級に代わって「予防」⁽²⁵⁾「防衛」という基準で河川管理がなされるようになって、この二法案は施行者・費用負担の区分において、国と地方それぞれの役割を明示した。「低水工事」⁽²⁶⁾「高水工事」⁽²⁷⁾「地方」という構図は、この時に構築されたのである。

しかし、明治一三年の太政官布告第四八号によって事態は変化する。⁽²⁸⁾従来の高水工事の費用負担においては、地方費に対して六割の国庫補助があったのだが、この布告により補助費が全廃されることになった。布告の目的は国庫費の節約であったものの、地方も困窮していたため、高水工事をも滞らせる結果になった。これを受け政府は、明治一十九年に直轄河川として一四川を選び、その中から最も利害の大きい八川の改修工事を明治二〇年より継続事業として着手したのである。これについて湯本は「治水の基礎殆んど確立せり」⁽²⁹⁾と政府の対応に一定の評価を与えたが、低水

工事に偏っていたことに対しては不満を感じていた。では、湯本は「治水に関する建議案」でどのような要求を提示したのだろうか。

この建議案の概要は小川誠氏⁽²⁹⁾によって紹介されているが、本稿は項目ごとに湯本の意図を説明することによって史党議員としての特徴を明らかにしたい。⁽³⁰⁾

この建議案は主に施行者・費用負担の区分を中心に、六項から構成されている。まず第一項では、治水の特有性、すなわち治水の利害は一部地域にとどまらないことを指摘し、低水・高水工事に関係なく政府が施工することにより同一の水準での工事実現を求めている。しかし、これには「地方自治の精神」⁽³¹⁾への抵触という反論もあった。

次に第二項で、政府直轄の施工に際し、「河身の大小長短にのみ由て決するか如き簡単なるもの」⁽³²⁾ではなく、「高水よりも寧ろ低水工事を以て必要となす」⁽³³⁾河川、「低水工事は之「高水工事」に随伴すべき」⁽³⁴⁾河川等、河川ごとの施工方針策定を訴えた。

ところで、二項^(二)には「水利組合」の設置が書かれている。これは「畛柵を築造して守兵を置」⁽³⁴⁾くという、突然の危害に対応するための装置である。例えば、淀川では明治一八年の洪水以後、水利委員が中心となって緊急事態

に対応し得る準備を施した。そのため、明治二八年の洪水に際しては、明治一八年のような惨状は免れた。湯本は、この事例を参考に、各地に水利組合の設置を求めたのである。第一議会前に創設された治水協会³⁵⁾など、治水を通じて超党派有志者の結びつきは、全国的な水利組合の設置に向けて有効なものであった。

第三項では、河川流域にある湖沼などに言及した。湯本は、湖沼に貯水池としての役割を期待したのである。洪水の際には溢れた水を吸い取り、上流の水位急増を防ぎ、そして下流の水位を減らす役割を果たす。水害を軽減するためにも湖沼は軽視できないのであった。

第四項では、水源地の乱伐防止など、政府による砂防管理を求めた。

そして、明治一三年の太政官第四八号布告以来、治水家の関心を最も集めていた治水費問題が、第五・六両項で言及されている。湯本は「低水工事のみ国庫費の負担に属せしむ理由なく、且又高水工事の全部を地方費の負担に任すは到底民力の堪へざる³⁷⁾」と考え、高水工事にも国庫負担を要求した。これは、政費節減を掲げる民党には受け入れがたいものであるが、湯本は河川調査によって不急と判定された工事を一時休止させ、その分の費用を急務と判定され

た工事に投じるべきと提案したのである。この費用捻出案は民党対策であったとも考えられる。

以上のように湯本の建議案は、政府による治水事業の施行を期待したものであった。湯本の期待は治水協会の超党派性を背景とすると共に、穏和な大地主議員を結集した吏党³⁹⁾の輿望を担うものでもあった。

3 民党議員との相違

第一議会に提出された「治水に関する建議案」は、大成会・無所属を中心に八一名の賛同者を得たが、の中には大津淳一郎や犬養毅といった自由党・改進黨の有力者が含まれていた⁴⁰⁾。そして、第二議会提出の建議案になると、党派を超えて圧倒的多数で可決された。

では、湯本を中心とする吏党議員と治水派の民党議員との間では、意見の相違はなかったのだろうか。本節では、治水会・土木会⁴¹⁾で湯本とともに活動した自由党の工藤行幹の「治水に関する意見書」⁴²⁾を基に、民党の立場から治水事業を検討し、そして、湯本との相違を明らかにする。

工藤は当時の状況を「水災の患害頻りに其猖獗を極め人民の困厄愈其極に達し実に平然黙視するに忍びざるものあり」と述べ、さらに「嗚呼国家政務の局に当るもの焉んぞ

此危急を救はざるを得へけんや⁽⁴³⁾」と治水事業が緊急課題であることを訴えている。工藤の「意見書」と湯本建議案には多くの共通点を見出すことができる。湯本が砂防の重要性を挙げていたように、工藤も「第一には山林を治め水源を理し、然る後河川を論するは治水の順序⁽⁴⁴⁾」であると主張している。また、政府が設けた施行者・費用負担の区分に関しても、低水・高水工事に連動した区分は治水事業の弊害であると改善を求めている。

しかし、治水費に関しては、「国庫なるものは国家直接利害を保護せんが為めの経費」であるので、「治水工事の如き一地方にのみ利害の有するものは是れ国庫費のたらざるを得ず⁽⁴⁵⁾」という立場をとっていた。

とはいえ、工藤も被害の惨状は理解しており、水害防止のために「早治法⁽⁴⁶⁾」を提示している。「早治法」では、「民度の豊富ならざる国にありては⁽⁴⁷⁾」国庫費による治水費負担を認めている。

要するに工藤意見書は、現状は認識してゐるものの、あくまでも地方負担が原則という姿勢を堅持している。湯本建議案では、直轄河川の工事は政府が施行主体であり、国庫負担である。あわせて、府県管轄の河川であっても国庫補助を容認しているのに対し、工藤意見書では、地方負担で

は間に合わない河川のみを政府直轄すると限定している。さらに、国庫費は「国債金」によるとしている。「国債金」とは、地方に対して国庫費の年賦返済を要求するものである。

このような現実にとぐわなないものとなった背景には、工藤意見に自由党の民力休養論が影響を与えていたためと思われる。というのも、自由党は藩閥政府に実行不可能な政策を強いることによって、政府を窮地に追い詰めようとしていたのである。つまり、自由党にとって当面の目標は政権獲得だった。

党方針という制約の中で作成された治水案は、非現実的な意見と化してしまった。治水事業が現実路線の湯本を中心とする吏党議員によつて推し進められたことは、むしろ当然であつたといえよう。

二 第四帝國議會の動向

1 治水会の創設

湯本義憲は第二議會提出の治水案で、直轄河川の選定や速やかな実地調査を要求し、その結果の提出を、明治二六年度の議會で行うよう政府に求めた。そして、もし間に合わなかった場合、湯本は緊急に施策が必要と考えられる河

川に限って治水関連議案を提出すると明言している。湯本の要求に対して、内務省は「二十六年度議会に於て其調査の結果を提出せんことは到底なし得らるべきものに非ず」との旨を明治二十五年八月二〇日に内閣に提出した。⁽⁴⁸⁾ これをうけて、湯本は第四議會中の明治二十五年二月一〇日に「四大川の治水に関する建議案」を提出するに至った。⁽⁴⁹⁾

さて、第四議會開会前に湯本は「治水会」を創設している。同会は湯本を中心とし、治水問題の早期解決を目的に、代議士のみを構成員とした。第四議會に合わせて同会の創設を図ったのは明らかである。⁽⁵⁰⁾ 本節では、治水会の概要を明らかにする。⁽⁵¹⁾

明治二十五年一月一九日午後六時、湯本を含む一二名の代議士が日本橋区呉服町柳屋に集まり、「治水協議会」という名称で会合を開いた（この一二名は治水団体の創立委員となり、その後に関結された治水会で「十二士」と呼ばれることになる）。「十二士」を政党内に見ると、国民協会四人、自由党四人、改進黨一人、諸派二人、無所属一人である。また、関係河川別に表すと、利根川関係者二人、淀川関係者三人、木曽川関係者四人、信濃川関係者一人、筑後川関係者一人、常願寺川関係者一人となる。これらを見ると、主要河川流域を地盤とする超党派の議員たちである

ことがわかる。

この会合では、①治水団体の組織化、②第四議會に提出すべき建議案、という二点について協議がなされた。協議の結果、治水団体としての建議案起草委員に湯本（国民協会）、東尾平太郎（自由党）、佐々木正蔵（国民協会）、原弘蔵（無所属）、浅香克孝（改進黨）の五名が選ばれた。また、創立委員を全国二三大川関係の議員から選定することが決められた。そして、柳屋を当分の間の集会場と定めた。第四議會提出の治水関係建議案は湯本が担当することに決まり、次回の起草委員会は同月二二日午前九時から、創立委員会は二四日に開催することを取り決め散会した。

ところで、明治二十三年十二月に創設された治水協会と治水会の相違は何であつたのだろうか。治水協会は治水の調査・研究・情報交換を目的とし、月に一度「治水雑誌」を発行した。そして、明治二十七年六月に解散するまで治水問題の中央連絡協議会としての機能を果たした。活動内容は「単に治水の講究に止まり実際の事業に關係せざるものとす」⁽⁵³⁾と定められていた。つまり、あくまでも調査・研究に限定し、政治性を排除していたのである。この結果、治水協会は政党間の垣根のみならず官民の枠をも超えた意見交換の場としての役割を果たした。

他方、治水会はその構成員を代議士のみに限定し、政治性を有していた。二四日の創立委員会では三五名の代議士に案内状を送ったものの、参加者は一四名にとどまった。

ところが、二八日に開かれた第二回創立委員会では参加者数が二六名に増加し、一二月の初旬には八〇名、さらに約二週間後の一七日に作成された名簿には一六四名（衆議院一五九名、貴族院五名）が記されるに至った。⁵⁴⁾

以上により、治水会の概要は明らかになった。実は、第二議会開会前にも湯本の主唱で「議事打合会」が催されている。⁵⁵⁾しかし、議事打合会は党派間調整にとどまった。これに對して、治水会は治水派議員の結集を図るという積極的な勢力形成の試みであった。

では次に、「四大川の治水に関する建議案」の内容を検討してみよう。同案は、主要河川を四川選び、施工方針を示した上で、政府による早急の着工を要求した。すなわち、多額の国庫負担を要求したのである。これに對し、自由党は提案者が吏党議員の湯本であったため、政府の内意を受けて提案したのではないかと疑い、反対の姿勢を見せた。⁵⁶⁾このような状況に鑑み、湯本は治水会を組織することによって、民党議員の切り崩しを図り、治水派民党議員からの情報入手を目論んだと考えられる。

「四大川に関する治水建議案」を提出した日と同日付で、湯本は岐阜県出身で木曾川流域の治水家である山田省三郎から次のような書状を受け取っている。

謹啓 為国家日々御尽力奉拝謝候。偕て段々御高配被成下候治水一件も先以好結果奏し難有仕合奉存候。然るに加藤喜右衛門氏より立田輪中惣代え伝え候処に拠れば、自由党は湯本案には賛成せざる事に決議候趣被咄候よし。此上如何哉心痛仕り居候得共、幸に委員に附せられたることなれば多分御纏め被成候事とは奉存候へ共、其辺鳥渡御注意此上とも種々御尽力奉仰候。何れ明朝早々立田輪中惣代と共に其辺尚慥めの為め加藤氏行き委曲承るへき積りに御座候。先は右御礼まで。勿々頓首⁵⁷⁾

治水建議案は委員会付託になっていたが、自由党が同案への反対姿勢を見せていたことが湯本の懸念材料であった。しかし、湯本は山田を通じて、治水会の会員であった自由党議員加藤喜右衛門から同党の内部情報を得ていたようである。また、同建議案可決後も山田が立田輪中惣代とともに加藤からの詳細な情報収集を続けたため、湯本は自由党の動向を完全に把握することができた。

2 委員付託外問題

本議会において、「四大川の治水に関する建議案」は委員会に付託され、修正された。しかし、修正案は、民党からの反発を招いたのである。

委員は星亨衆議院議長の指名により九名が選ばれた。⁽⁵⁸⁾明治二五年一月一三日に委員会は開かれ、互選により湯本義憲が委員長に選出された。委員会には委員九名に加えて、政府委員として古市公威、さらには四大川に関わる地方の土木監督署長も出席した。⁽⁵⁹⁾

委員会では四大川以外にも治水工事の必要性が認められる河川も審議された。その結果、木曾川改修工事の方針に修正が加えられた。さらに、北上川・最上川・大井川・阿賀野川・阿武隈川・庄川・吉野川の七川の施工方針提出を、明治二七年度議会において政府に求める項目として追加され、委員会は明治二五年一月二三日に審議を終了した。

明治二六年二月一六日、衆議院本議会で湯本は委員長報告を行った。この報告に対して野出鮎三郎（自由党）は委員付託外であると批判した。衆議院規則二五条に「委員の審査は議員の付託したる事件の外に涉ることを得ず」⁽⁶⁰⁾とあり、議会在が委員会に付託したのは「四大川」に過ぎず、委

員会が七川を新たに加えたことは越権行為であるというのである。

この付託外問題には、建議案提案者の一人である井上彦左衛門（改進黨）のこれ以前の発言が関係している。井上は議場で次のように述べたのである。

此四大川の建議でございますが、実に是は大事な事で、治水の事は全国に涉つて居ることで、単に此四大川のみではなく、随分他にもあらう。之を加へるのは目下の矢張急務と思ふ。四大川に比して共に建議したいと云ふ川は随分あるかと考へて居ります。之を審査するために特別委員九名を各部より選む、^{ママ}是は議長の指名を願ひたい。⁽⁶¹⁾

湯本はこの発言を受けて、「四大川に加ふべき所の他に河川がある。故に之を調査するために特別委員九名を置⁽⁶²⁾」いたと委員長報告で述べている。つまり、同委員会は他に河川を追加して検討することができると解釈したのである。

こうした民党議員の反対に関して、湯本は井上から明治二六年一月一三日付の書簡を受けている。

本日御咄しの事件、室孝次郎氏に相咄し候処、新潟県の人々は延期の由に御座候。自由党の議員も川に関係

のものも概して延期説の趣きに承り申候。改進黨の議員も概して延期説の模様に相成申候間、本年は延期に致し候方得策と奉存候。又四大川なれば賛成の人も有之十一大川なれば賛成のものも有之候間、二派と別れ決極倒れ申哉に相考申候。現に加藤喜右衛門氏委員説に對し修正案を提出致し居り候儀にて到底先般賛成の議員も確とは宛に相成不申候哉に相考申候。ことに、最早本年は延期に相成候もの、如く所々にて承り申程に相成候形勢に御座候間、延期に本年丈けは致し候事は如何哉。御勘考被下度候。余は明日貴面して可申上候也。⁽⁶⁴⁾

井上は湯本に建議案を翌年以降に延期することを勧めている。注目されるのは、治水派自由黨議員にも反対の意向を示している者がいたことである。これを受けて湯本は二日後の一五日に治水会の大会を開いた。⁽⁶⁵⁾ 大会には一五〇余名の会員が参加した。湯本は、委員会に付託された「四大川に関する治水案」が十一大川に増えた理由を説明し、民黨議員を含む出席者に同意を求めた。しかし、自由黨の加藤喜右衛門は、自由黨が黨議において四大川については賛成、通過させることにしたもの、さらに七大川を加えて十一大川もの治水工事を政府に要求することには賛同で

きないと反対した。結局、この大会で意見は纏まらず、再度大会を催して改めて議論することになった。

しかしながら、加藤は本議会上に独自の修正案を提出している。それは当初の「四大川の治水に関する建議案」とほぼ同じ内容であったが、七大川を除いた理由は明確に示されていない。⁽⁶⁶⁾ これは結局、自由黨の意向のみに沿ったものだったのであろう。

もっとも自由黨には賛成を表明する議員もあり、党内は混乱していた。このような状況に對して、在京の水利委員は一月一二日に会合を開き、十一大川と関係する自由・改進黨の議員と会談し、さらには自由・改進黨の総理に面会して十一大川治水案への賛成を働きかけた。⁽⁶⁸⁾ この水利委員には、前記の山田省三郎も含まれていた。

こうした経緯を経て提起された付託外問題は「先決問題」⁽⁶⁹⁾として審議されたが、否決された。しかし、加藤の修正案が議会上に提出されたために、建議案は四大川と残りの七大川で別個に採決されることになった。前者は多数を以って可決され、後者も賛成一二七、反対一〇四という僅差ではあったが可決された。明治二五年一月一七日時点での治水会会員である衆議院議員は一五九名であったことから、三二名が加藤のように反対票を投じたことになる。

ともあれ、治水会の人的結合が功を奏したといえよう。

このように、湯本は治水派民党議員の結集、動員に能力を発揮した。

3 木曾川改修費追加予算案

「十一大川に関する治水建議案」は可決された。そして、これに応じた治水対策費を増額した予算追加案が政府から提出された。同案をめぐる、民吏両党はどのような対応の違いを見せたのだろうか。

政府による予算追加案の発端は、建議案の第一項、つまり木曾川に関する項目であった。そこには、「本川改修の工事は地形に異状を生じ、関係地方の被害少なからざるを以て之か除害を主とし既定工費の範囲に於て継続年度の金額を更正し、本年度の議会に其^マ方案を提出せられんことを望む⁽²⁰⁾」という要望が記されていた。

他の大河川については明治二七年度議会での法案提出が求められているのに対し、木曾川改修だけは明治二五年度予算における追加予算として要求されていた。これは、明治二四年一月に濃尾地震が起こり、木曾・長良・揖斐の三川が流れる濃尾地方は大水害に見舞われ、一刻も早い改修工事が求められていたからである。しかし、湯本が第四

議会で追加予算案の提出を政府に求めることを快く思わない民党議員が少なからずいた。例えば、工藤行幹は基本的に「尋常のことは尽く総予算に組まなければならぬ⁽²¹⁾」という考えを示し、同案を批判した。改進黨の尾崎行雄も、予算編成上「単予算にするか複予算にするか⁽²²⁾」は一大問題と捉え、追加予算案は総予算の価値を損ねる可能性があるとして批判している。さらに、工藤、尾崎両議員共に、河川改修は一年繰り延べても支障はきたさな⁽²³⁾いという考えを明らかにした。

幾度となく河川視察を行っている湯本にしてみれば、このような考えは受け入れ難いものであったろう。だが、第四議会で民党は軍艦製造費全額の削減など、歳出八三六万円に対し一〇・六％の減額を政府に要求していた。そして、和衷協同の詔が下され両者の対立はようやく解消されたが、結局、民党は四一一万円の削減に成功している。すなわち、第四議会において追加予算として木曾川河身修築費を要求し、実現させることは困難な状況であった。では、予算委員会での木曾川修築費をめぐる審議状況はどのようなものだったのであるか。

政府提出追加予算案は五三万円を計上していた。明治二六年度本予算で二六万円の国庫支弁が見込まれていたの

で、支出額合計は七九万円となる。この費用の使途は「除害を目的として河身の改良を為す」⁽⁷⁴⁾ために土地を買上げることにあつた。よつて、工事の施行範囲が争点となつた。

政府は、特に立田・桑原両輪中の救済を第一とし、三川分流工事の完成を急務とする基本方針を示した。湯本もこれに同調した。しかし、政府委員古市公威が三川分流のためには「佐屋川の締切りをしなければならぬ、其締切りをするには長島輪中を買わなければならぬ」⁽⁷⁵⁾と述べているように、この方針に基づく立田・桑原両輪中に加えて、よりいっそう広範な流域の土地を買上げる必要があつた。

政府案に対して、天春文衛（自由党）は総額二九万円とする減額修正案を提出した。天春は治水案を立田・桑原両輪中の水害改善に絞り込むべきと主張したのである。民党議員は治水費の削減が第一であつたので、予算委員会ではこの天春修正案が賛成多数で可決された。

天春修正案が予算委員会本議会で報告されると、湯本は新たな修正案を提出した。湯本修正案は政府案から五万円を減額し、総額四八万円を計上した。度重なる本曾川視察を行つてきた湯本は、立田・桑原両輪中のみの改修工事は問題があるとして、次のような指摘を行つた。

立田輪中の害を免る、と同時に高須輪中、福束輪中、

大垣輪中、多芸輪中等の水害と云ふものは免れませぬぞ。其段別は二万四百有余町歩と云ふものは立田輪中を救はんとして却つて此水害に陥ると云ふ場合を生じます。それは何れの原因かと云ふ長島輪中二百五十七町五段歩の土地を惜むと同時に、斯の如き結果を生じて来るのである。⁽⁷⁶⁾

つまり、立田・桑原両輪中に加えて救済の必要な輪中を追加、例示して、民党議員の認識不足を批判したのである。湯本は、天春案に基づいた委員会案によれば、「立田輪中一方の人民に至つたならば満足を表するであらうけれども、それと同時に怨を起こす数万の人民があらう」と⁽⁷⁷⁾と手厳しい警告を発している。

結局、本曾川改修費問題においては、本議会は賛成多数を得て湯本修正案を可決した。第四議会での治水費をめぐる論争について検討すると、湯本ら史党議員こそが地方利益誘導の主役であつたことが分かる。そして、民党議員の一部を取り込むことに成功したのであつた。

おわりに

第四議会以降、議会情勢は大きく変動する。まず、条約改正を争点に民党の自由党は伊藤博文内閣への接近を表明

し、その一方、国民協会は改進黨などと共に硬六派を結成し野党的立場となり、吏党的性格は失われた。次に、日清戦争において清国から二億両（三億円）の賠償金を得たことにより、戦後最初の第九議會では、予算額が戦前の二倍に増加し、河川法の制定が実現した。つまり、第四議會以降を契機として、湯本義憲を取り巻く環境は大きく変わったのである。湯本自身も岐阜県知事に任命され、河川地方行政を実践するに至るのだが、詳細は本論の主旨から外れるため紹介だけに止める。

最後に本稿が明らかにしたことを整理しよう。第一に、湯本における一貫した政治信念として、治水活動に党派性を持ち込んでほしくないというものがあつたことである。これは、大成会発足時に旧自治黨員が入会を拒まれた事例に通じることもある。⁽⁷⁸⁾ 政黨員は所属政党に拘束されるため、治水政策に支障をきたす恐れもあった。湯本はそうした党利党略にとらわれない政策の形成・展開・実現を求めていたのである。第二に、治水関連議案の内容に見取れるように、吏党議員が現状に即した政策要求を行っていたことである。自由党の工藤行幹は治水に関して湯本と同様の認識を有していたにもかかわらず、党拘束をうけたために、非現実的な方針を打ち出すことになった。民党は現

状に即していない治水工事の予算を定めたのである。佐々木隆氏は吏党を「穩和派」と称したが、党の拘束をうけない吏党議員は、それによって現実的且つ大胆な政策要求を議會で行うことができていたのではないか。

吏党議員である湯本義憲が不偏不党を貫くことができたのは、同志会という強力な院外支援団体があつたためであり、その基盤の上に「治水の湯本」としての地位を確立していたことは見過ごせない。強固な選挙地盤や支援者の存在によって政治活動が成り立つという、吏党議員の特性を顕著に現している。

民党は最終的に政權獲得をめざして藩閥政府との対決姿勢を前面に出しつつ、地方利益誘導に努めたのに対して、吏党は地方利益誘導そのものを第一としていた。そして、政府との、また政党間の対立を押さえ込みようと努めた。この点こそ、民党・吏党間の決定的な差異といえる。あわせて、政策要求実現のため多数派形成をめざして超党派議員団の結集工作を行う湯本の政治活力を瞠目すべきものと評価したい。

註

(1) 高久嶺之介「明治憲法体制成立期の吏党」(同志社大学

人文科学研究所『社会科学』六一三、一九七六年二月。

- (2) 村瀬信一「『吏党』大成会の動向」(『日本歴史』四五四、一九八六年三月)。また、村瀬氏は「『吏党』(有馬学・三谷博『近代日本の政治構造』吉川弘文館、一九九三年)で、初期議會期の吏党を解明している。

- (3) 佐々木隆「藩閥政府と立憲政治」(吉川弘文館、一九九三年)六八頁。

- (4) ただし、福部綾「初期議會期における末松謙澄と温派の動向」(『聖心女子大学大学院論集』二九一、二〇〇七年七月)がある。しかし、末松謙澄は政府に近い存在のため、例外としておく。

- (5) 山崎有恒「初期議會期の治水問題」(『立命館史学』一六、一九九五年一月)一一頁。

- (6) 明治二四年一月二四日付松方正義宛山県有朋書簡(松方峰雄編『松方正義関係文書』第九卷、大東文化大学東洋研究所、一九七九年、一四八頁)で「尤必要なる者は海軍拡張、国防之一点と治水之急務に在る」と述べている。

- (7) 『読売新聞』明治二四年八月一七日一面。

- (8) 『時事新報』明治二五年一月二六日三面。
以下、本稿で史料を引用する際には、漢字は現代のものに改め、仮名は平仮名に統一し、適宜句読点を付した。

- (9) 前掲『藩閥政府と立憲政治』第二章第二節を参照。

- (10) 前掲「初期議會期の治水問題」第二章で同志会が紹介されている。

- (11) 埼玉県立文書館所蔵「湯本家文書」所収、「同志会報告」第一号、三頁。以下、埼玉県立文書館所蔵「湯本家文書」は、湯本家文書と略す。

- (12) 同右、四頁。

- (13) 同右、四一五頁。

- (14) 同右、五頁。

- (15) 埼玉新聞社編刊『歴史と人・上』(一九七六年)六七～七二頁を参照。

- (16) 『時事新報』明治二四年七月八日二面。

- (17) 『東京日日新聞』明治三三年六月一七日四面。

- (18) 同右、明治三三年六月一七日二面。

- (19) 『東京朝日新聞』明治三三年六月一八日四面。

- (20) 『時事新報』明治二五年一月五日三面。

- (21) 第一回総選挙時には、まだ同志会は創設されていないが、「忍行社」という名称の支持基盤があったらしい(前掲「同志会報告」第一号、四頁)。

- (22) 『時事新報』明治二五年一月三十一日四面。

- (23) 第五回総選挙では、同志会幹事を務めていた小沢愛次郎が同選挙区から当選している。

- (24) 公儀普請・大名手伝普請・国役普請・自普請の治水四法に大別されていた。

- (25) 「予防」は河身改修・砂防工事、低水工事、「防御」は堤防・護岸工事、高水工事をいう。

- (26) 第三条に「地方税を以て支弁すべき府県土木(即ち河

港、道路、堤防、橋梁建築修繕）費中官費下渡金は来る十四年度より廃止とす」（内閣官報局『明治年間法令全書』第一三卷、原書房、一九七四年、二五七頁）とある。細部は、有泉貞夫『明治政治の基礎過程』（吉川弘文館、一九八〇年）、長妻廣至『補助金の社会史』（人文書院、二〇〇一年）に詳しい。

(27) 利根・富士・天竜・北上・最上・信濃・木曾・筑後川。

この八川に選ばれなかった残りの六川は、阿武隈・大井・淀・吉野・阿賀野・庄川。

(28) 湯本家文書所収「治水に関する建議案並同説明書」六頁。

(29) 小川誠「治水・水利・土地改良の系統的整備」（農業発達史調査会編『日本農業発達史』四、中央公論社、一九五四年）。

(30) 本節も前掲「治水に関する建議案並同説明書」を参照する。ただし、これは第一議会期に書かれたものだが、治水案の内容に大幅な変更はないので依拠した。

(31) 前掲「治水に関する建議案並同説明書」二〇頁。

(32) 同右、二二頁。

(33) 同右。

(34) 同右、二三頁。

(35) 明治二三年に金原明善が發起人となり設立。治水調査を主な目的とし、全国的な規模を誇った。

(36) 前掲「治水に関する建議案並同説明書」二五―二六頁。

初期議会期の史党議員（小久保）

(37) 同右、三〇頁。

(38) 首相山県有朋と内務省土木局長古市公威が明治二四年二月に入会しているなど、政府側の有力者も多数参加した。

(39) 安良城盛昭「第一議会における地主議員の動向」（東京大学『社会科学研究』一六一、一九六四年一月）第一章を参照。

(40) 『時事新報』明治二四年二月二日三版。

(41) 土木会は内務省管轄の組織である。

(42) 湯本家文書所収「治水に関する意見書」。

(43) 同右。

(44) 同右。

(45) 同右。

(46) 同右。

(47) 同右。

(48) 大日方純夫編『内務省年報・報告書』第十四卷（三一書房、一九八四年）四一七頁。

(49) 本曾・利根・淀川の三大川であったが、信濃川が後から追加され四大川となった。

(50) 第四議会は一月二五日に開会している。

(51) 一月二八日までの記述は湯本家文書所収「治水会日誌」を、それ以後は同上「治水会概要」を、それぞれ参照した。なお、前掲「初期議会期の治水問題」は治水会の創設に関して詳細であるため、参考にした。

(52) 前掲「治水会概要」三頁。

- (53) 『治水雜誌』第二号（農業土木学会古典復刻委員会編『治水論』日本経済評論社、一九八九年）一頁。
- (54) 湯本家文書所収「治水会會員録」。
- (55) 『時事新報』明治二十四年一月八日三面。
- (56) 『大阪朝日新聞』明治二十五年二月二十五日二面。なお、佐々木氏によると、自由党の責任政党化路線に伴い、第四議會になると自由・改進黨両党間に政策の違いがみられ、改進黨の党議には治水政策があったという（前掲『藩閥政府と立憲政治』二九七頁）。
- (57) 湯本家文書所収「治水案自由党反対に付書状」。
- (58) 内閣官報局『帝國議會衆議院議事速記録5』（東京大学出版会、一九七九年）一九六頁。
- (59) 衆議院事務局『衆議院委員會議録4』（一八九二—一八九三年）五三七—五六六頁を参照。
- (60) 衆議院事務局『各国議員法規』日本の部（一九二四年）四三頁。
- (61) 前掲『帝國議會衆議院議事速記録5』一九六頁。
- (62) 前掲『帝國議會衆議院議事速記録6』（東京大学出版会、一九七九年）八二八頁。
- (63) 室孝次郎（改進黨）は新潟県出身の議員である。新潟県の人々が反対している理由は定かではないが、信濃川の施工方針に不満があり、反対していると推察する。
- (64) 湯本家文書所収「自由・改進黨両議員延期説に付書状」。
- (65) 『東京日日新聞』明治二六年一月一七日三面。
- (66) 加藤は斉藤良輔（改進黨）から理由を問われ、的外れの答弁をしている（前掲『帝國議會衆議院議事速記録6』八四二頁）。
- (67) 水利委員は、明治二三年六月の水利組合条例により創設された組織の組合員である。
- (68) 『時事新報』明治二六年一月十二日三面。
- (69) 前掲『帝國議會衆議院議事速記録6』八三七頁。
- (70) 前掲『帝國議會衆議院議事速記録5』一九二頁。ただし、委員会での修正を加えた。
- (71) 前掲『帝國議會衆議院議事速記録6』一〇四〇頁。
- (72) 内閣官報局『帝國議會衆議院委員會議録明治編3』（東京大学出版会、一九八五年）三六二頁。
- (73) 原田敬一『日清・日露戦争』（岩波新書、二〇〇七年）一九—一二〇頁。
- (74) 前掲『帝國議會衆議院委員會議録明治編3』三六四頁。
- (75) 同右、三六七頁。
- (76) 前掲『帝國議會衆議院議事速記録6』一〇三九頁。
- (77) 同右。
- (78) 前掲『藩閥政府と立憲政治』六四—六五頁。

〔追記〕 本稿は、二〇〇九年一月法政大学文学部史学科に提出した卒業論文をまとめたものである。